

二千餘人となつて居る。これは失業調査としては極めて不完全なものであつて、歸農、半失業、四分三失業等は含まれて居らない。これは最も注目すべきところである。

(ロ)失業手當、及失業保険制度の如き、今日その出現は到底豫想され得ない状態である。政府は、職業紹介事務に於て二ヶ所の事務局を増設し、入営者職業保障法の制定、(附録参照)失業共済事業費として約二千二百萬圓を計上し一日平均七萬四千人の労働者に職を與へて居るに過ぎない而もこれは主として、不熟練且山労働者の救濟に止まるものである。

(ハ)失業者の唯一の生活の源泉は、解雇手當に在る。然し乍ら、漸く失業が漫性となるに伴ひ、この手當制度は、失業者の生活を全く保証し得ない。問題は今後於て益々深刻重大となるであらう。組合の努力を一層必要とする。

六、三等郵便局の請負制度反対に関する件

これに就いて逓信省より、昭和六年七月卅一日逓友同志會に對し文書を以て左の如き回答があつた。該文書によれば、「通信機關の増設維持の爲には多額の経費を要し、之が施設は、國家財政の關係に累せらるゝこと著しく、然りと雖も、通信機關の普及する所とは、國民經濟及文化の消長に至大なる關係を及ぼすものなるに就き、徒に國家財政に制時せらるゝの故を以て、これが増設を見合はずは採るべきである。

八、寄宿舎制度改善に関する件

決議された諸項目中、組合の基礎充實しつゝあるところに於ては、漸時實現を見つゝある傾向に在る。

九、組合員にして失業したるもの、組合費を一定期間免除する規定を組合規約中に設定を勧告する件

事實上各組合に於て、漸時實現しつゝある。

十、國際労働條約批准に関する件

第十二回國際労働總會に於て採擇せられたる「船舶に依り運送せらるゝ重貨物重量表示に關する條約案」は、昭和六年三月十六日に批准せられた。その理由は、我國内地に於ては、昭和五年七月一日より、重貨物量標示に關する内務省令が施行されて居り、又、殖民地に於ては、樟太、八月一日より、南洋委任統治諸島に於ては九月一日より、朝鮮に於ては十一月十五日より、内務省令と同趣旨の内容を有する夫々行政官廳令が施行されて居るからである。

十一、勞働銀行設立計畫に關する件

種々研究した結果、執行委員會は、先づ關東労働同盟會に於いて「預金部」とも稱する機關を開設、各支部、各組合の現に有する基金を集中し、危険を冒さざる程度に於て、有利に運用し、以て、夫々預金せる支部、組合の利潤を良くし、基金の効用を高める程度の事業より始むるが

き策に非ずとし、通信制度創設と共に、三等局制度に依り機關の普及に努めたる次第にして、今若し本制度を廢止することゝせんが、將來に於ける局の新設費及維持費並に既設三等局の直轄局改定費等に極めて多額の経費を要することなるを以て、斯くの如きは到底實現困難とするところなり。但し三等局制度は利用の狹小なる地域に在り、且つ事務少量なるものにこそ効果あるに付き、土地の繁榮取扱數量增加等環境の變移に應じ漸時直轄局に改定の方針なり、尚ほ三等局従業員の待遇の問題に關しては、平素監督並に經營の兩方面より本制度に作るべき弊害を生ぜざる様、留意しつゝあるに就き、申出の如き毫は有せざるものと見料す。

以上の如く吾人の主旨は貫徹せざりしも、三等郵便局従業員の待遇は近來漸時改善され、ある傾向は認めらる。問題は當年加盟する逓友同志會は、各省、各局労働組合と協力してこの目的實現の爲に努力して居る。昭和六年七月卅一日逓信省の回答左の如し。

一本件は當省限りの問題にあらず、官業共済組合全般に關係する事項なるが故に、各省共済組合に於て聯合審議中なり一

七、官業共済組合法人化に關する件

本件は、鐵道省、陸軍省、海軍省、逓信省等全般に亘る問題に就いては、執行委員會は、来るべき二ヵ年に於て具體案を作製するであらう。

十二、電話民營絶対反対の件

右、民營案は遂に法律案となるに至らず、完全に算られ吾人の目的は達せられた。然し乍ら、將來必ず再び現はるべき危險あるに付き充分なる監視を要す。

十三、完全なる労働組合法獲得並に反対運動撲滅に關する件

右の件に就いては、演説會、示威運動、出版物等々に依つて、最高の努力を行つたが、資本家團體の反対運動猛烈を極め、遂に貴族院に於て審議未了に終つた。その経過左の如し。

昭和五年六月十七日、全國資本家團體は、東京商工會議所に於て大會を開催し、鄉誠之助氏議長の下に反対の決議を行つた。

同六月廿日、社會民衆黨中央執行委員會は右資本家團體の決議に反駁の聲明を發した。

十一月二日より三日間、大阪に開かれたる總同盟全國大會は、労働組合法要求に關する決議を行つた。

十一月十二日、労働立法促進委員會を總同盟本部に開催し、海員組合、海員協會、海軍聯盟、官業労働、造船労働等の